主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、憲 法違反をいうが、実質は単なる法令違反の主張にすぎず同条所定の場合に当らない と認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とす べきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三三年一〇月一六日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 下 创 | 又 坎 | 潤 | 夫 |
|--------|-----|-----|---|---|
| 裁判官 | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官 | 高 | 木 | 常 | 七 |